

平成26年度徳島市新規事業

地域の絆づくり支援事業 応募要項

徳島市市民環境部市民協働課

目次

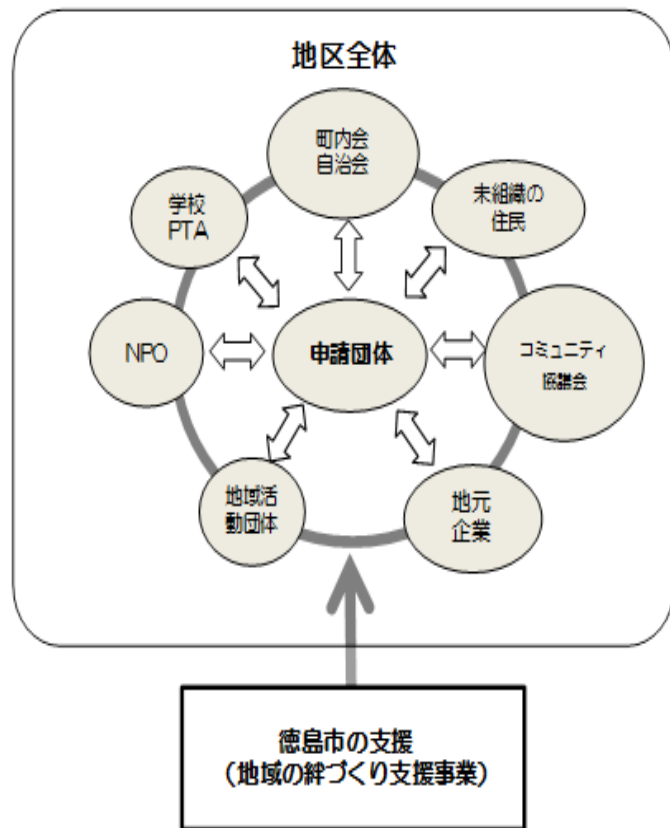
1. 「地域の絆づくり支援事業」について	1
2. 応募資格	1
3. 対象事業	2
4. 補助の対象期間	3
5. 補助金額	3
6. 補助対象経費	3
7. 申請方法	5
8. 申請の受付期間・提出場所	5
9. 審査基準	6
10. 交付決定	6
11. 事業の変更・中止・廃止	6
12. 情報公開（ホームページへの掲載）	6
13. 実績報告	7
14. スケジュール	8
15. 地域の絆づくり支援事業Q & A	9

1 「地域の絆づくり支援事業」について

地域社会において、世代を越えた住民がつながることができる対面型社会は、防災や減災、また防犯の面において強い役割を持つなど、住みよいまちづくりには必要不可欠なものです。

しかし、現在の多種多様な生活スタイルの中で、町内会の組織率低下や各種団体の活動が縮小される等のコミュニティ機能の低下によって様々な課題が生じており、行政だけではなく多様な主体（地区コミュニティ協議会・町内会・学校・NPO・企業等）が連携し、地域の公共的な課題を解決していくことが求められています。

そこで、地域で公的活動を行っている、または行おうとする団体が、他の団体と連携、協働しながら、地域内の課題解決に取り組み、地域の人と人のつながりや絆をつくることにより、地域の活性化を目指すことが本事業の目的です。



2 応募資格

補助金の交付申請を行うことができる団体は、地区コミュニティ協議会等及びコミュニティ連合協議会、地縁団体（町内会、自治会など）、住民団体、個人の小グループ、NPO、学校、企業（従業員）等とし、同じ地域内の各団体同士が連携することを応募資格とします。

ただし、次のいずれかに該当する団体は、この制度の対象外とします。

- ① 政治及び宗教的活動を行う団体
- ② 暴力団又はその傘下にある団体（暴力団構成員及び暴力団構成員でなくなつてから5年を経過しない者の統制下にある団体を含む）
- ③ NPO 法人にあつて、特定非営利活動促進法に基づく適正な運営を行っていない団体（同法 29 条に規定する事業報告書等の提出義務を遵守していない団体、同法 42 条に基づく改善命令を受けている団体を含む）

3 対象事業

対象となる事業は、各地域が抱える課題を地域住民が協力し合いながら解決する取り組み（活動・催し等）全般です。本補助事業は、各団体が互いの得意分野で連携し、より効果的に課題の解決を図ろうとし、地域の人と人とのつながりや絆をつくり広げる取り組みを支援する制度です。ただし、次の要件をすべて満たす事業が対象となります。

- ① 地域課題の解決を図る事業
- ② 徳島市内の特定の地域内での活動であること
- ③ 申請団体が、地域の他の団体や住民と連携を図り、地域内の絆をつくり、つながりを広げる事業
- ④ 自主的・自立的及び継続的に行われ、非営利の公共性・公益性を有する事業

※ 対象外事業

- ・ 懇親だけを目的とする事業
- ・ 一過性のイベント的要素が強い事業
- ・ 政治的又は宗教的な色彩があると認められるもの
- ・ 現在自治体等から補助金を受けて行われている事業と同一または類似のもの（但し特定の地域で行われている場合、それ以外の地域の応募は可とする）
- ・ 営利目的の事業
- ・ その他公序良俗に反する等、助成の対象事業として適当でないと認められる事業

☆ 地域の絆づくり事業の例示

分野	事例
防災・節電	防災マニュアルの作成
	節電講習会
青少年健全育成活動	食育・自然体験教室
	子ども交通安全教室
福祉（高齢者・障害者・児童）	高齢者、障害者等の見守り訪問
	高齢者、障害者サロン
	一時児童を預かる場の創設
防犯	防犯パトロール
	防犯講習会
コミュニティの強化	町内会活動への理解と加入の促進
	地区内の多世代間交流会（映画鑑賞、スポーツ、音楽等を通じて）
	地区のガイドマップを作成する。地域情報マップの作成
環境	不法投棄を防止するため緑化（花壇を作り、花等植える）
	地区内の町内会・企業・商店街・学生が連携して付近一帯の落書き消し清掃を行いながら・防犯パトロールを実施する
	ゴミのポイ捨て予防、ペットの糞尿放置防止、タバコの吸殻投げ捨て禁止等の看板制作と掲示
伝統文化の再興・継承	地域名所をまわるスタンプラリー
	地域の「お祭り」を復活させる

4 補助の対象期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間です。

- ・平成26年度は事業の企画立案を行って下さい。
- ・平成27、28年度は事業の実施、実績の報告を行うとともに、翌年度事業の改正案を計画してください。
- ・補助金の交付は3年間ですが、事業そのものはその後も継続していくことを条件とします。

5 補助金額

平成26年度から平成28年度までの3年間について、下記の補助金を交付します。本補助事業は3年間の補助制度ですが、毎年度末に行う審査に通ることが条件です。

◎平成26年度 事業の企画のための補助金を交付します
(企画経費への補助率80%・最大15万円)

◎平成27・28年度 事業の実施のための補助金を交付します
(事業実施経費への補助率80%・各年度最大50万円)

- ※ 補助金の交付は予算の範囲内での助成となります。6事業の選定を予定していますが、応募件数が多い場合や事業内容により、申請金額より低い額で決定する場合があります。
- ※ 補助金は年度当初に申請書を提出後に支給されることとなります。

6 補助対象経費

補助の対象となる費用は、事業の実施に必要不可欠かつ直接的に要する経費です。それ以外の経費は対象となりませんのでご注意ください。

- ・実績報告の際、補助対象経費についての領収書の写し等支払い証明するものを添付していただきます。領収書の提出がない場合や、領収書に不備がある場合、補助金を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。
- ・補助金を受けた活動に係る帳簿、書類等は主催団体等において、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管してください。
- ・補助金で購入した物品は、本補助事業終了後も当該事業で使用していただき、補助金交付団体が継続して適正に保管・管理してください。
- ・購入した物品を、当該事業以外の目的で使用することは認められません。

※ 対象外経費

- ・ 補助事業よりも、主に団体の普段の活動、運営に使われる経費
- ・ その他事業実施に直接関係のない経費、市長が社会通念上適切ではないと認めた経費

対象経費・対象外経費一覧

分類	内容	対象経費（一例）	対象外経費（一例）
報償費	講師・専門家等に支払う謝礼金	講習会専門家講師謝礼	・団体構成員への人件費 ・商品券等の金券
旅費	・催事当日のボランティア・スタッフ等の交通費 ・調査等視察費	公共交通機関運賃	ガソリン代
事務用消耗品費	会議・制作に必要な材料等の購入費	・筆記、文房具 ・用紙 ・パソコン用消耗品等	
食糧費	会議・打合せに伴うお茶代	会議参加者用のお茶代	・会議以外のために支出する飲料代 ・アルコール類、ジュース類、食事、弁当、お菓子
印刷製本費	印刷製本に係る経費	・コピー代 ・広報誌、ポスター、マップ、パンフレット等の印刷代	団体の構成員に委託したもの
備品購入費	イベント・催事等で使用する物品	・器具 ・衣装	
役務費	通信運搬費 手数料 広告料 保険料 光熱水費	・切手 ・郵便料金 ・イベント保険掛金 ・ボランティア保険掛金 ・振込手数料 ・催事に係る光熱水費（催事において使用したと証明できる場合に限る）	
委託料	事業を効率的に実施するための委託経費	・ポスター・チラシ等デザイン委託費 ・舞台設営、撤去の委託費 ・音響機器操作委託経費 ・警備等費用	
使用料及び賃借料	物品や場所を借り、使用するための経費	・イベント及び打ち合わせに係る会場の使用料等 ・マイク、プロジェクター等使用料	
工事請負費	使用する設備・構造物のための工事経費	イベントに係る電気工事費等	建物、施設の建設、改修工事

- ※ 団体の維持経費・経常経費および人件費は補助金の対象になりません。
- ※ 領収書等がない等用途が不明なものは補助の対象になりません。
- ※ 補助対象経費になるかご不明な場合は、必ず事前にお問い合わせください。

7 申請方法

市民協働課で配布する所定の申請書類に必要事項を記入し、必要書類を添えて、市民協働課まで直接持参してください。※応募用紙等は市のホームページでもダウンロード可能。

補助金交付が決定した場合、平成27年、平成28年については、4月に補助金交付申請書一式（様式第1号、様式第8号、様式第9号）を提出していただきます。

平成26年度申請書類 <様式> 徳島市ホームページからもダウンロードできます

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
 - ②事業計画書（様式第2号）
 - ③収支予算書（様式第3号）
 - ④団体の概要がわかるもの（地区、地域コミュニティ協議会は省略可能）
 - ・団体概要書（様式第4号）
 - ・会則・定款・規約その他これらに類するもの
 - ・最新の事業年度における活動報告書及び決算書
- （但し、活動期間が1年未満の団体については、今年度の活動計画書及び予算書とする）

※ 応募の際、市民協働課よりヒアリング調査をする場合がありますのでご協力ください。

※ ご提出いただいた申請書類は、補助金交付の如何に関わらずお返しできませんので、必ずご提出前にコピーをとっておいてください。

※ 次年度以降について、申請書類様式の内容に変更がある場合がございます。その場合にはこちらからお知らせします。

8 申請の受付期間・提出場所

申請受付：平成26年6月2日（月）から平成26年7月31日（木）まで
月～金 8：30～17：00（祝日を除く）

提出方法：持参による提出

提出場所：徳島市市民環境部市民協働課（市役所本館2階）
（〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地）

※ 受付期間経過後の申込みは、一切受付しませんので十分注意してください。



9 審査基準

申請された事業は、学識経験者等を会員とする『地域の絆づくり支援会議』（以下支援会議という）から参考意見を聴取したうえで、徳島市が下記の審査基準に基づき補助金交付の可否及び補助金額を決定します。

- ① 公共性、公益性が高く、地域住民の自立的な地域づくりにつながるような事業であること
- ② 他の団体と連携・協働し、地域におけるつながり・絆が深まるような事業であること
- ③ 時代や住民ニーズ及び地域の実情に即していること
- ④ 活動の広がりや、今後の発展が期待できること
- ⑤ 補助終了後も事業の継続性や地域内での展開ができる可能性を持つものであること
- ⑥ 他の地区のモデルになるような事業であること

また実績報告書等の事後評価についても、支援会議から参考意見を聴取したうえで徳島市が行い、**補助金交付団体はその評価を踏まえた次年度事業計画書等の修正分を、各年度の4月の補助金交付申請時に提出していただきます。**

10 交付決定

6事業の選定を予定しています。

平成26年8月頃交付決定予定です。

結果については、補助金交付の可否にかかわらず、通知します。

1.1 事業の変更・中止・廃止

事業実施の途中で、やむを得ない事情により事業内容等が変更、中止、廃止しなければならない場合は、事前に市民協働課まで連絡をしてください。

本補助事業実施中（平成26年度から平成28年度まで）及び、本補助事業終了後（平成29年度以降）に、事業を変更、廃止、中止すると補助金を一部または全額を返還していただく場合がありますのでご注意ください。

1.2 情報公開（ホームページへの掲載）

- ① 交付決定後、以下の項目を市のホームページ等で公開します

団体名、事業名称、事業内容、活動地域等

- ② 年度終了後①で公表した内容に加え、実績報告書に記載された以下の内容を市のホームページで公開します。

補助金額、目標達成事項、事業評価、今後の取り組み等

- ③ 交付決定後、事業を実施する際の広報協力（徳島市ホームページへの掲載等）を行いますので、希望の団体はご相談ください。

1 3 実績報告

補助金交付団体は、平成27年1月31日までに、下記の書類を提出してください。

次年度以降も同様に、その年度の1月末までに実績報告書及び翌年度の事業計画書案等を提出してください。

実績報告書へは、事業に関する活動を行った日と簡単な内容、参加した人数等を記入してもらうため、事業計画及び事業実施中は活動の様子が分かる写真と、参加者の人数、活動内容の記録を残しておいてください（様式第6号-2に記入）。

また参加された方々の感想やコメント等ってもらうよう、アンケートを実施してください（様式第6号-3に記入）。

なお、平成27年度以降の事業実施段階においては、事業が1月末までに終了せず継続中の場合、実績報告書等は見込み額の掲載で結構ですが（見込分）、全事業の終了後あらためて実績報告書等（決定分）の提出をお願いします。

平成26年度実績報告書類 <様式> 徳島市ホームページからもダウンロードできます

- ①平成26年度実績報告書（様式第5号）
- ②平成26年度事業報告書（様式第6号、6号-2、6号-3）
- ③平成26年度収支決算書（様式第7号）
- ④領収書等支払いを証明するものの写し
- ⑤補助金を使用して作成した成果品(チラシ、パンフレット、冊子等)

- ⑥平成27年度事業計画書案（様式第8号）
- ⑦平成27年度収支予算書案（様式第9号）

※ 当該年度の1月末までに実績報告書等の提出がない場合や実績報告書、領収書等に不備（下記の要件を満たしていない）がある場合、補助金を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

※ 実績報告書類の様式は、後日内容に変更がある場合がございます。その場合にはこちらからお知らせします。

※ 領収書としての要件

- ・ 宛名として申請書の団体名と同一の団体名が記載されていること
- ・ 領収金額が記載されていること
- ・ 領収年月日が補助対象期間内の日付であること
- ・ 購入品名、数量等の内訳が記載されていること
- ・ 領収書発行者の住所、氏名（店名）が記載されていること
- ・ 領収印があること



14 スケジュール

平成26年度

日程	項目	提出書類
6月2日 ～ 7月31日	募集	①申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④団体の概要がわかるもの
8月下旬	審査・交付決定	
8月下旬	補助金交付	
8月下旬～1月	事業企画	
1月31日まで	実績報告書等の提出	①平成26年度実績報告書 ②平成26年度事業報告書 ③平成26年度収支決算書 ④領収書等添付書類 ⑤その他成果品 ⑥平成27年度事業計画書 ⑦平成27年度収支予算書
2月中旬	事後評価	
3月中旬	補助対象団体へ事後評価結果報告	
3月中旬	補助金交付団体での反省会	

平成27年度・28年度

日程	項目	提出書類
4月上旬	事後評価結果をふまえ、事業計画書・収支予算書の提出	①申請書 ②事業計画書(事後評価を踏まえたうえで修正) ③収支予算書(事後評価を踏まえたうえで修正) ④団体の概要がわかるもの
4月上旬	補助金交付	
4月以降	事業実施	
1月31日まで	実績報告書等の提出 ※事業が終了していない場合は実績報告書等(見込分)の提出	①実績報告書 ②事業報告書 ③収支決算書 ④領収書等添付書類 ⑤その他成果品 ⑥次年度事業計画書案 ⑦次年度収支予算書案
2月中旬	事後評価	
3月中旬	補助金交付団体へ事後評価結果報告	
3月中旬	補助金交付団体での反省会	
事業終了後	実績報告書等(決定分)の提出	

平成29年度以降

各団体において事業の実施

1 5 地域の絆づくり支援事業Q & A

Q 1 申請できる団体、また連携する団体は、地区コミュニティ協議会等及びコミュニティ連合協議会、地縁団体（町内会、自治会など）、学校、住民団体、個人の小グループ、NPO、企業（従業員）等以外には何かありますか？

A 1 申請できる団体、また連携する団体の種類、形態、実績は特に問いませんが、団体としての実態がないものや、組織的合理的運営ができておらず、団体としての活動内容や会計報告が不透明な団体は対象となりません。

Q 2 新規事業のみが対象事業ですか？

A 2 この事業は、原則新規事業を対象としているため、各団体において既存の事業は対象とはなりません。ただし、既存の事業においても、事業をより発展・拡大させようとするものについては、対象となります。

Q 3 徳島市の特定の地域内での活動とは

A 3 本事業は、地域課題を解決する取り組みを通じ、地域内の人と人との絆をつくることを目的としているため、市内全体にまたがるような事業は対象外となり、最大でも行政区の範囲内での活動とします。

Q 4 何組以上の団体同士が協働、連携する必要がありますか？

A 4 何組以上であるかの取り決めはありませんが、地域の人と人のつながりや絆をつくることにより、地域の活性化を目指す事業趣旨からすれば、できるだけ多くの地域の団体、住民と連携、協働し、地域内の人と人が顔見知りになれるよう、ネットワークを作っていただく必要があると考えています。

Q 5 3年間継続して補助を申請しなければなりませんか？

A 5 事業を継続していただければ、平成26年度の企画のみの補助金の申請や、平成26年度、27年度の2年間のみの補助金の申請でも可能です。ただし、申請は平成26年6月2日から平成26年7月31日までの応募期間に行ってください。

Q 6 申請書・実績報告書等の作成が大変そうですが・・・？

A 6 申請書、実績報告書等の作成にあたっては、各様式の記入例をご覧ください。また、市民協働課までご相談いただけたら、ご説明いたします。

Q 7 補助金で購入した物品は誰の所有物ですか？

A 7 補助金で購入した物品は、本補助事業終了後も当該事業で使用していただき、補助金交付団体が継続して適正に保管・管理していただきます。なお購入した物品を、当該事業以外の目的で使用することは認められません。また本補助事業実施中（平成26年度から平成28年度まで）及び、本補助事業終了後（平成29年度以降）に、事業を変更、廃止、中止すると補助金を一部または全額を返還していただく場合がありますのでご注意ください。





提案お待ちしております

徳島市イメージアップキャラクター「トクシイ」

応募及びお問い合わせ先

徳島市市民環境部市民協働課（市役所本館2階）

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL 088-621-5510 FAX 088-621-5511

URL <http://www.city.tokushima.tokusima.jp/>